

より多くの農業者に知っていただきたい

# 未来の自分のための農業者年金

農業者の皆さん老後生活の備えは十分ですか？

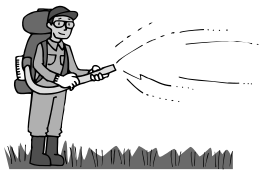


●65歳の農業者の人の平均余命は  
男性19年（84歳）、女性24年（89歳）  
老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

●こんなにかかる老後生活  
（年額317万円（現金支出272万円））  
高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は月額26万4千円です。（平成15年農林水産省農業経営動向統計）

●国民年金の支給額（年額約158万円）  
農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万6千円、夫婦あわせて月額約13万2千円です。

このように国民年金だけでは十分とはいえ、老後の生活費は自分で準備する必要があります。サラリーマンは国民年金（基礎年金）の上乗せ年金として厚生年金や共済年金を受けています。農業者の皆さんも、メリットがたくさんある農業者年金に加入して、サラリーマン並みの年金を受け取りましょう。



## 農業者年金の特徴

●農業に従事されている人は誰でも加入できます  
60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

＜女性の加入者は累計では約1割ですが新規加入者では約3割に増えています＞

●少子高齢化時代に強い年金です。過去4年間の通算利回りは年平均5・44%

自分の年金原資を自分で積み立てる加入者・受給者の数に左右されにくい、確定拠出型の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

＜平成14年度から17年度までの通算の運用利回りは年平均5・44%です＞

●80歳までの保証付きの終身年金です

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を死亡一時金としてご遺族に支給します。

●税の特例が用意されています

支払った保険料は、全額（最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税に（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

・保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用（65歳以上の人は、公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。

＜つまり入口と出口の両方に税制上の優遇措置があります＞

●認定農業者などの担い手の皆さんは、保険料の国庫補助が受けられます

農業の担い手として一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で26万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

＜政策年金ならではの農業の担い手の皆さんへの特別な支援です＞

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、農業委員会にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎9166

## 農業者年金支給額の試算 (保険料月額2万円で、保険料補助を受ける場合)

(金額：万円)

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額 (年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫助成額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	19.2	370
					女	16.4	397
40歳	20年	408	72	480	男	44.3	854
					女	38.3	926
30歳	30年	588	132	720	男	78.8	1,522
					女	67.9	1,643
20歳	40年	744	216	960	男	125.9	2,430
					女	107.9	2,612

※65歳までの付利率は3.0%、65歳以降の予定利率は1.60%で計算していますが、運用成績により年金額は違ってきます。  
 ※「年金受給総額」欄は農業者年金加入者の65歳での平均余命を考慮し、男84.3歳、女89.2歳まで生存した場合の年金受取総額です。  
 ※男女の年金額(年額)が異なるのは、平均余命に差があるためです。

# 国民年金

## 国民年金第1号被保険者の独自給付



### ●寡婦年金

受給資格を満たした夫が年金を受けることなく死亡したときに、夫に生計を維持され、婚姻関係が10年以上継続している65歳未満の妻が、60歳から65歳になるまでの間受けられます。年金額は、夫の第1号被保険者期間により計算した老齢基礎年金額の3/4です。

### ●付加年金

定額保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納めた人が老齢基礎年金を受けるようになると、それに乗せて支給されます。上乘せされる年金額は、付加保険料納付月数×200円です。

### ●死亡一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として、保険料納付済期間の月数と半額免除期間の1/2、1/4免除期間の3/4、3/4免除期間の1/4に相当する月数の合計月数が3年以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることなく死亡したときに支給されます。なお、死亡月の前月までの付加保険料納付済期間が36月以上ある場合には、さらに8、500円が加算されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられる場合には、死亡一時金は支給されません。

### ●短期在留外国人の脱退一時金

第1号被保険者として保険料を納めた月数と半額免除期間の1/2、1/4免除期間の3/4、3/4免除期間の1/4の合計月数が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留外国人は、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば支給されます。

#### ※死亡一時金

保険料納付済+半額免除×1/2+1/4 免除×3/4+3/4免除×1/4	支給額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

#### ※短期在留外国人の脱退一時金

保険料納付済+半額免除×1/2+1/4 免除×3/4+3/4免除×1/4	支給額
6か月以上12か月未満	41,580円
12か月以上18か月未満	83,160円
18か月以上24か月未満	124,740円
24か月以上30か月未満	166,320円
30か月以上36か月未満	207,900円
36か月以上	249,480円

▼問い合わせ先  
 保険課 国保年金係 ☎9134